

障害者総合支援法

柏崎市地域生活支援事業サービス提供者の登録に関する手引き

目次

- 1 地域生活支援事業サービス提供者の登録申請について
- 2 登録の要件等について
- 3 登録の手続き
- 4 変更の手続き
- 5 廃止、休止等の手続き
- 6 登録の取消し
- 7 法令に基づく事業開始届
- 8 契約について
- 9 支給量の管理
- 10 地域生活支援事業の給付費の請求
- 11 利用者負担上限月額管理
- 12 各サービスの概要

柏崎市福祉保健部福祉課障害相談係

平成26年 2月作成

平成29年12月改訂

令和5年 8月改訂

令和8年 4月改訂

1 地域生活支援事業サービス提供者の登録申請について

(1) 基本的な考え方

柏崎市地域生活支援事業の支給決定を受けた者が、支給決定されたサービス事業を地域生活支援事業サービス提供事業者から受けた場合に、当該地域生活支援事業に要した費用について、給付費を支給します。

地域生活支援事業のサービスを提供する事業者にあつては、柏崎市へ事業者の登録申請を行う必要があります。

○柏崎市地域生活支援事業サービス提供者の登録に関する規則

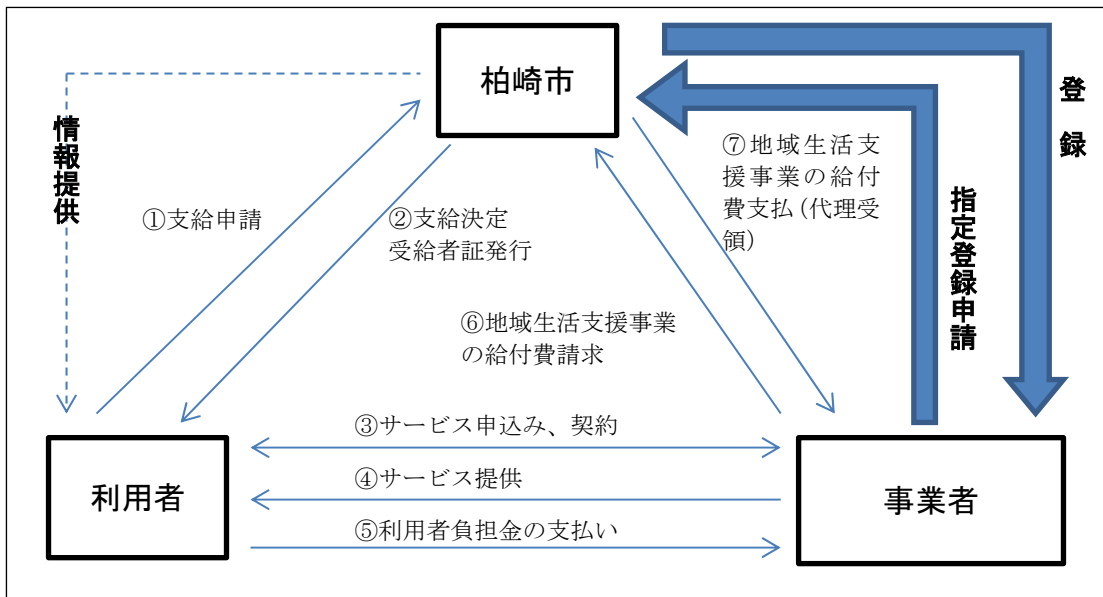
○上記に伴う別記（第4条関係）地域生活支援事業サービス提供事業者の事業基準

(2) 基本的な枠組み

社会福祉法人だけでなく、公益法人、特定非営利活動法人等の団体等、多様な事業主体の参入を促すことで、地域において柔軟で、きめ細やかなサービスを提供できるようにします。

柏崎市では、地域生活支援事業サービス提供者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準を設け、現行のサービス水準の低下を防ぐとともに、サービス水準の維持向上に努めます。

（※地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型は除く。）



(3) 事業者の登録申請が必要な事業

事業名	
○移動支援事業	○訪問入浴サービス事業
○日中一時支援事業	
○地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）	

2 登録の要件等について

地域生活支援事業のサービス提供者の登録は、地域生活支援事業の種類及びサービス提供を行う事業所ごとに行います。

登録を受けようとする場合は、次の要件を満たす必要があります。

(1) 用語の定義・考え方

登録基準で使用する用語の定義や考え方については、以下のとおりです。

用語	定義・考え方
常勤換算方法	当該事業所の従事者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。
勤務延時間数	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。 なお、従業者1名につき、勤務延時間数の算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。
常勤	当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなります。例えば、一の事業者によって行われる事業所と他の事業所が併設されている場合、事業所の管理者と他の事業所等の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。
専任、専従	原則として、サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤は問いません。

《参考》必要人員等の算定（小数点の取扱い）

【常勤換算をする場合】

必要な員数について、確保すること。

●常勤換算で2.5名以上必要な場合

- ・事業所の常勤従事者の週あたりの勤務時間が40時間のとき、 $40時間 \times 2.5 = 100時間$ / 週の勤務が必要となる。
- ・算定に当たっては、従業者の勤務延時間数を、事業所の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下について切り捨てること。

例：従業者A（週30時間勤務）、従業者B（週30時間勤務）、従業者C（週25時間勤務）、従業者D（週20時間勤務）、勤務時間延べ105時間 / 週の場合、[算定] $\Rightarrow 105時間 / 40時間 = 2.625名 \Rightarrow 2.6名$

ゆえに、この場合は算定基準を満たしていることとなる。

【常勤換算をしない場合】

基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。

(2) 事業基準

地域生活支援事業のサービスの種類ごとに定めている人員、設備及び運営等が定められています。

○別記（第4条関係）地域生活支援事業サービス提供事業者の事業基準

3 登録の手続き

(1) 登録の単位

事業者の登録は、事業所ごと、種類ごとに行います。

したがって、基本的には上記の単位ごとに申請書類を作成する必要があります。

ただし、同一の事業所において、複数の事業を一体的に行う場合は、1枚の申請書にサービスの種類ごとの付表と添付書類を作成して申請することとなります。

(2) 申請書の作成手順

- ① 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入してください。
- ② 登録申請を行うサービスの種類ごとに、付表に必要な事項を記入してください。
- ③ サービスの種類ごとに必要な添付書類を作成・準備してください。

(3) 申請書の提出

申請書の提出は、原則として事業開始希望日の20日営業日前までに提出してください。

(4) 審査及び登録

登録日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。

申請受付後、20日営業日程度で審査を行います。審査の結果、登録の基準を満たし、継続的な運営が可能と認められた場合、地域生活支援事業サービス提供事業者として登録し、当該事業者へ通知します。

登録事業者については、事業者名、所在地、サービスの種類等を新潟県へ情報提供します。併せて市ホームページ等を介して、市民や事業者にも情報提供します。

登録の有効期間は、登録の日から起算して6年とします。有効期間の満了後、継続して登録を受けようとするときは、登録の有効期間の満了日1か月前までに更新申請を行う必要があります。

(5) 申請に必要な書類

資料の「地域生活支援事業サービス提供事業者登録申請書（第1号様式）」、サービスの種類ごとの付表及び必要な添付書類（事業所の平面図、設備、管理者の経歴等）

4 変更の手続き

(1) 変更届

登録された事業所について、次の事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに（変更のあった日から10日営業日前）届け出なければなりません。登録時と同様の審査を行います。

変更届出書には、登録内容を変更した事業所名と事業の種類、変更前と後の内容、変更年月日を記載します。

1	事業所の名称	7	事業所の平面図及び設備の概要
2	事業所の所在地	8	事業所の管理者の氏名及び住所
3	申請者の名称	9	サービス提供責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	10	運営規程
5	代表者の氏名及び住所	11	その他
6	定款、寄付行為及び登記事項証明書		

(2) 変更に必要な書類

資料の「地域生活支援事業サービス事業者登録済事項変更届出書（第3号様式）」及び変更に係る事項を証する書類を添付

5 廃止、休止等の手続き

(1) 届出

事業を廃止、休止、または再開したときは、その旨を速やかに（廃止または休止する日の1か月前、再開する日の10日営業日前）届け出なければなりません。また、事前に柏崎市に相談してください。

(2) 廃止、休止等に必要書類

資料の「地域生活支援事業廃止（休止・再開）届出書（第4号様式）」

6 登録の取消し

登録事業者が以下の事由に該当する場合は、登録の取消し対象となります。

1	人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなった場合
2	地域生活支援事業に伴う請求に不正があった場合
3	柏崎市の報告徴収等に従わず、または虚偽の報告をした場合
4	立入検査、出頭命令に対して拒否、妨害等があった場合
5	不正の手段により登録を受けた場合
6	上記のほか、登録事業者が規則に違反した場合

7 法令に基づく事業開始届

次の事業にあつては、障害者総合支援法第79条に基づく届出が必要となりますので、事業開始までに新潟県（長岡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課）へ提出してください。

※すでに事業開始届を提出している場合は、改めて届出を行う必要はありません。

[移動支援事業 地域活動支援センター事業]

8 契約について

(1) 契約者について

利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みになっており、利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を行います。

何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者等については、本人の意思により本人が契約できるよう、本人に対する必要な支援が行われることが重要です。

また、契約の締結にあたって、成年後見制度の利用が必要となる場合がありますが、成年後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者本人の意思を踏まえることを前提に、本人が信頼する者を代行者として契約を行うことも、サービスの円滑な利用を確保するためにやむを得ない場合があると考えられます。

児童がサービスを利用する場合は、保護者が事業者と契約を締結することとなります。

また、20歳未満の未成年者がサービスを利用する場合は、未成年者本人が法定代理人（親権者もしくは未成年後見人）の同意を得て事業者と契約する方法と、法定代理人が未成年者に代わって事業者と契約する方法があります。

(2) 契約の相手方である事業者が行うべき事項について

① 重要事項の説明

利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービスの利用申し込みに際して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明し、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

② 契約の締結

地域生活支援事業の支給決定を受けた利用者と事業者の間で、契約を書面で行うよう努めることが必要です。

契約が成立した時は、社会福祉法第77条の規定により利用者に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（重要事項説明書）を交付しなければなりません。

1	事業者の名称及び主たる事務所の所在地
2	事業者が提供する福祉サービスの内容
3	サービスの提供に対し、利用者が支払うべき額に関する事項
4	サービスの提供開始年月日
5	サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

③ その他

重要事項の説明や契約の締結以外に、重要事項の掲示、受給資格の確認、支給申請に係る援助、利用者負担額等の受領、柏崎市から給付費の支払いがなされた時の利用者への通知、緊急時等の対応、苦情解決、非常災害対策、虐待の防止にための措置等があります。

9 支給量の管理

(1) 支給量管理

① 契約支給量

事業者は、利用者と契約する際、一月あたりのサービス支給量を定めなければなりません。

これは、2つ以上の事業者が同一利用者と契約を結ぶ場合、2つ以上の事業者がそれぞれ利用者と契約した支給量の合計が、利用者の決定支給量を超えることはできないため定めるものです。

② 支給量管理

支給決定された支給量の範囲内で、一人の支給決定を受けた障害者等に対し、各事業者が提供する契約支給量を、支給決定を受けた障害者等、事業者及び市がそれぞれ支給量の管理を行うこととなります。

③ 支給量管理に関する事業者が行うべき事項

事業者が利用者と契約を締結した時及び実際にサービス提供した時は、次に掲げる事項を行ってください。

1	地域生活支援事業受給者証の事業者記入欄への記入
2	日中一時支援及び地域活動支援センターⅡ型については、「個別支援計画」の作成（移動支援については、柏崎市が必要と認めた場合、作成を依頼します。）
3	契約内容の報告（柏崎市へ）
4	サービス提供実績記録票の作成

↓

この後、給付費の請求（代理受領）を柏崎市に対して行うこととなります。

(2) 契約内容の報告

契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を終了したとき、または契約支給量を変更したときは、「契約内容報告書」により、遅滞なく柏崎市へ報告しなければなりません。

10 地域生活支援事業の給付費の請求

(1) 給付費の請求

契約に基づき、サービス提供事業者は、柏崎市に対して地域生活支援事業の給付費の請求を行います。

給付費の請求書は、サービスを提供した月単位にまとめ、翌月10日（10日が土、日及び祝日に当たる場合は翌日）までに提出してください。

(2) 請求書等の作成

次の書類を提出してください。

「地域生活支援事業給付費請求書」「地域生活支援事業給付費明細書」「サービス提供実績記録票の写し」

11 利用者負担上限月額管理

介護給付、訓練等給付、障害児通所給付と地域生活支援事業を併給、または地域生活支援事業の複数サービスを利用する場合、利用者負担の総合的な上限管理を行うことで、利用者負担の軽減を図ります。

複数サービスの利用者については、介護給付、訓練等給付、障害児通所給付及び地域生活支援事業に係る1割の定率負担（日常生活用具給付等事業を除く）の合計額は負担上限額までとします。

※利用者負担上限月額は、受給者証の（六）面に記載されています。

※上限額管理の詳細については、資料「利用者負担上限額の管理について」を参照。

12 各サービスの概要

－ 移動支援事業 －

(1) 基本的な考え方

屋外での移動が困難な70歳未満の障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

(2) 対象者の利用要件

外出時に移動の支援が必要と認められた障害者等。

ただし、行動援護、同行援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援対象者は、介護給付を優先します。

また、障害児に関しては、「その年齢の児童に対してどこまで保護者が関わっていくことが通常か」を基準とし、子育てのニーズによるものか、または障害があるが故に生ずるニーズなのかを判断し、移動支援の必要性を検討します。

(3) 対象となるサービスの内容

【サービス内容】

① 社会生活上必要不可欠な外出

官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物及び冠婚葬祭等

② 余暇活動等社会参加のための外出

講演会、展覧会、外食、レクリエーション、映画鑑賞、カラオケ、プール等

※基本的に移動支援の対象となるのは、行き帰りの「移動」の部分ですが、目的地等で具体的な支援が必要な場合、次の範囲で利用が可能です。（活動の見守りのみは対象外です）

【サービス範囲】

- 外出の準備、外出後に伴う支援（更衣介助、手荷物の準備・整理等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、チケットの購入支援等）

【実施方法】

① 個別支援型

個別的支援が必要なマンツーマンによる外出支援とし、イベント等の参加を除き定期的な特定の場所（原則として屋内）を拠点として活動するものは除きます。

② グループ支援型

複数の障害者等への同時支援・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際などの支援とします。（ヘルパー1人に対して利用者は2～6人）

なお、グループ支援であっても利用者については、移動支援の対象となり得る者（単独の外出が困難な障害者等）である必要があります。

(4) 対象とならないサービスの内容

【サービス内容】

- ① 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ② 通学、通所、学童保育への通年かつ長期にわたる外出
- ③ 政治活動、ギャンブルなど本制度を利用することが適当ではない外出
- ④ 自事業所の企画・運営するイベントや行事へ参加するための外出

(5) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 外出先、外出中などで具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者の仕事や休息、息抜きを目的としたものは対象とならない。）

(6) 特例的な運用について

- 訓練目的としての通学（通勤）での適用
柏崎市では、通学、通所及び学童保育への送迎について、移動支援を利用することはできませんが、「普段送迎をしている者が、けが、入院及び出産等により送迎できない場合」や「通学（通勤）で一定期間の訓練目的の場合（一人での通学等が見込まれる者）」などは、移動支援の利用が認められることがありますので、相談ください。
- 本来の目的外（主に見守り支援）としての適用
移動支援では預かり行為（見守り支援）は対象外ですが、多動性が激しく集団に適応できない等の理由により、やむを得ず移動支援本来の目的ではないサービス提供を行う必要がある場合には、柏崎市へ相談ください。柏崎市を含む個別のケア会議等によって必要性の確認を行い、認められた場合に限りサービスの提供を可能としています。（一定期間のみ）

－ 日中一時支援事業 －

(1) 基本的な考え方

障害者等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うと共に、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

(2) 対象者及び利用要件

日中、介護する家族等がないため、一時的に見守り等の支援が必要と認めた障害者等

(3) 対象となるサービス内容及び対象者

区 分	サービス内容	対象者
日中短期入所事業	短期入所サービス事業所（障害者支援施設等）で、宿泊を伴わない日帰りによる入浴、排せつ、食事の介護等を中心としたサービスを提供します。	介護中心のサービス利用者（児童も含む）を想定
社会適応訓練事業	サービス事業所、空き店舗や団体等の活動場所等で、創作的活動、生産活動、地域との交流等の活動を行います。	排せつ、食事等の介護の必要度が低い人（18歳以上の者）を想定
学齢期障害児支援事業	特別支援学校等に通う児童の登校前支援や、創作的活動、生産活動、見守り等の支援を行います。 【留意点】 ○ 土日及び祝日の利用においては、日中短期入所事業及び介護給付の行動援護並びに障害児通所給付費の放課後等デイサービスでのサービス提供が優先です。ただし、該当のサービスを提供していない事業所は、この限りではありません。	児童（18歳到達の3月末日までを含む）

【他のサービスとの同一日の併用について】

- 日中活動系サービスと日中一時支援の同一の併用は原則、認められません。（学齢期障害児支援事業の登校前の時間帯は除きます。）

※ただし、やむを得ない理由により利用する必要がある場合は、柏崎市にご相談ください。

－ 地域活動支援センター事業(Ⅰ型) －

※支給決定は不要

(1) 基本的な考え方

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、障害者への相談・指導・助言や関係機関等との連絡調整、および日常生活や地域との交流活動などの地域活動支援を行うと同時に、あわせて地域の社会基盤のネットワーク形成や障害に対する普及啓発等を行います。

(2) 対象者及び利用要件

柏崎市に住所を有する障害者および保護者等

(3) サービス内容

① 基礎的事業

- ア. 創作活動
- イ. 生産活動
- ウ. 社会交流活動
- エ. 日常生活支援
- オ. その必要な活動

② 強化事業

- ア. 医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整
- イ. 関係機関とのネットワーク構築
- ウ. 地域住民のボランティア育成
- エ. 障害に対する理解・促進を得るための普及・啓発
- オ. その他必要な事業

－ 地域活動支援センター事業(Ⅱ型) －

※支給決定が必要

(1) 基本的な考え方

地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供し、生活の質の向上等を図ります。

(2) 対象者及び利用要件

サービスの利用が必要と認められた70歳未満の障害者等

(3) 対象となるサービスの内容

旧障害者デイサービス事業所が実施してきた事業を継続します。

－ 地域活動支援センター事業(Ⅲ型) －

※支給決定は不要

(1) 基本的な考え方

地域において雇用・就労が困難な障害者に対して、創作活動や生産活動の場を提供し、生きがいづくりや仲間との交流などを支援します。

(2) 対象者及び利用要件

柏崎市に住所を有する小規模作業所の利用が必要と認められた障害者等

※支給決定は不要

(3) 対象となるサービスの内容

旧小規模作業所が実施してきた事業を継続します。

－ 訪問入浴サービス事業 －

(1) 基本的な考え方

家庭において自力で入浴することが困難な70歳未満の障害者等に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うことにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって障害者等の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ります。

(2) 対象者及び利用要件

- ① 柏崎市に居住し、次のいずれにも該当する重症心身障害者等
- ② 柏崎市に居住し、次のいずれにも該当する重度の肢体不自由又は重度の知的障害を持つ者で、社会福祉事務所長が特に必要と認める者
 - ・自力又は家族の介助のみでは入浴が困難な者
 - ・施設で入浴することが困難な者
 - ・医師が入浴を認めた者

(3) 対象となるサービスの内容

家庭に訪問し、入浴の介助を行います。